

新年は1月8日(土)より  
業務を行います

事務所HPアドレス  
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>

事務所だより

# カツとび

発行  
東葛総合法律事務所  
編集責任者 左近允寛久  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
住友生命松戸ビル5階  
電話 047-367-1313㈹  
FAX 047-367-1319

## あけまして おめでとう ございます

2005年元旦



上野・不忍池にて(撮影 石坂 满さん)

### 東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川智志

弁護士 福富美穂子

弁護士 齋藤雅子

弁護士 左近允寛久

弁護士 田中淳哉

弁護士 小久保雅弘

事務局長 事務局員一同

ごあいさつ

あけましておめでとうございます。

おかげさまで、本年、当事務所が地域に産声をあげて三十年の歳月がたつことになります。

これまで地域の多くの皆様に叱咤激励を頂きましたことを、心よりお礼申し上げます。

事務所に所属して活躍してきた諸先輩、事務所再生に力を貸してくれた後輩達、事務局員達の悲喜こもごものがんばりの歴史は重いものであり輝かしいものであります。

私達所員はこの歴史を汚さず、これまで以上に日々研鑽と討議を重ねながら、一層地域に根を張って活動していくたいと思います。

これからも皆様のご指導とご鞭撻をよろしくお願いします。



当事務所友の会主催の学習会に56名が参加（松戸市民会館）



## 友の会講座 報

# あなたは大丈夫？ 薬害C型肝炎

弁護士 齊藤雅子

二〇〇四年十月二十三日、友の会「第二十三回ためになる講座」が開かれました。今回のテーマは「あなたは大丈夫？薬害C型肝炎」。現在、全国五カ所で国及び製薬会社を相手に行われている

薬害肝炎訴訟。その社会的的重大性を多く知つてもらうと会員以外の方にも広く呼びかけました。

### 1 薬害C型肝炎とは

まず、薬害肝炎弁護団の中川素允弁護士、濱野泰嘉弁護士、そして田中弁護士から薬害C型肝炎について、専門的かつ分かりやすい説明がありまし。C型肝炎は、進行性のもので、肝ガンに至る病気であること。現在

は確立した治療法が存在しないこと。止血のため投与された血液製剤が感染の原因であること。この人為的な感染拡大は、未然に防げるものであつたこと。衝撃的な事実が突きつけられました。

### 2 被害の実態

薬害によりC型肝炎に感染させられた原告本人にもお話を伺いました。彼女は出産時に出血が止まらず、問題の血液製剤

は确立した治療法が存在しないこと。止血のため生活への不安。この薬害を引き起こした国、製薬会社への激しい憤り…。原告の生の思いが痛いほど伝わってきました。

### 3 参加者の心にまかれ

た種。その後、参加者は小グループに分かれ、感想を語り合いました。参加者からは、薬害を引き起こす薬事行政に対する怒り、

人の心に蒼かった問題意識という種が、今後着実に芽生え、育っていくものと期待し、確信します。

さればその後製剤は使用されず、既に投与を受けてしまっていた患者も早期に治療を開始出来たはずです。そのことによつて多くの尊い人命が救われていたであろうことを

いたい等の活発な意見交換が行われました。ただ各自がそれを自分のものとする良い機会となりました。

その後、十一月三十日に行われた訴訟の証人尋問では、傍聴席に多くの学習会参加者の姿が見られました。この学習会をきっかけに、薬害C型肝炎の問題意識が広まっている証です。この一人一人

が期待されます。

しかし、公表されたうち少なくない病院が、既に「廃院」や「不明」の状態となってしまっています。またカルテ「有」と回答した病院はごくわずかに過ぎません。このような事態になつたのは、国が公表時期を遅らせたためです。アメリカでの承認取消（一九七七年十二月）、三沢での肝炎集団感染事件発生（八七年四月）、血液製剤評議委



## 薬害C型肝炎訴訟 裁判に注目して下さい

弁護士 田中淳哉

二月一日東京地方裁判所

納入医療機関を公表！  
この問題については、二年前に情報公開請求がされて以降、開示決定、異議申立て、情報公開審査会に対する詰問、答申

などの手続を経て、昨年の春に「年内にすべての医療機関名を公表する」との確約を厚生労働省から得てきました。

そして今回、六九三三カ所の医療機関名が公表されました。これは署名などの運動が広がるなかで勝ち取られた成果と言えますし、公表によっていな

きたい等の活発な意見交換が行われました。ただ各自がそれを自分のものとする良い機会となりました。

その後、十一月三十日に行われた訴訟の証人尋問では、傍聴席に多くの学習会参加者の姿が見られました。この学習会をきっかけに、薬害C型肝炎の問題意識が広まっている証です。この一人一人

が期待されます。

しかし、公表されたうち少なくない病院が、既に「廃院」や「不明」の状態となってしまっています。またカルテ「有」と回答した病院はごくわずかに過ぎません。この

ような事態になつたのは、国が公表時期を遅らせたためです。アメリカでの承認取消（一九七七年十二月）、三沢での肝炎集団感染事件発生（八七年四月）、血液製剤評議委

を投与されました。投与直後に製された高熱、その後も続く慢性的な不調・疲労感。日常生活もままならず、周囲の理解も得られない。見守る家族の辛さ。今後の病状、

は確立した治療法が存在しないこと。止血のため生活への不安。この薬害を引き起こした国、製薬会社への激しい憤り…。原告の生の思いが痛いほど伝わってきました。

その後、十一月三十日に行われた訴訟の証人尋問では、傍聴席に多くの学習会参加者の姿が見られました。この学習会をきっかけに、薬害C型肝炎の問題意識が広まっている証です。この一人一人

が期待されます。

そのためには裁判で国及び製薬企業の責任を明らかにして、もっとも強力な訴訟支援は裁判傍聴です。裁判の危険性を広く国民に知らせ、製剤が納入された医療機関名を公表する機会はこれまでに何度もあったのです。被害者の大半は八〇年代以降にフィブリノゲン製剤を投与されています。被害者の大半は八〇年代以降にフィブリノゲン製剤を投与されています。もし七八年に公表されればその後製剤は使用されず、既に投与を受けてしまっていた患者も早期に治療を開始出来たはずです。そのことによつて多くの尊い人命が救われていたであろうことを

いたい等の活発な意見交換が行われました。ただ各自がそれを自分のものとする良い機会となりました。

その後、十一月三十日に行われた訴訟の証人尋問では、傍聴席に多くの学習会参加者の姿が見られました。この学習会をきっかけに、薬害C型肝炎の問題意識が広まっている証です。この一人一人

が期待されます。

そのためには裁判で国及び製薬企業の責任を明らかにして、もっとも強力な訴訟支援は裁判傍聴です。裁判の危険性を広く国民に知らせ、製剤が納入された医療機関名を公表する機会はこれまでに何度もあったのです。被害者の大半は八〇年代以降にフィブリノゲン製剤を投与されています。被害者の大半は八〇年代以降にフィブリノゲン製剤を投与されています。もし七八年に公表されればその後製剤は使用されず、既に投与を受けてしまっていた患者も早期に治療を開始出来たはずです。そのことによつて多くの尊い人命が救われていたであろうことを

いたい等の活発な意見交換が行われました。ただ各自がそれを自分のものとする良い機会となりました。

そのためには裁判で国及び製薬企業の責任を明らかにして、もっとも強力な訴訟支援は裁判傍聴です。裁判の危険性を広く国民に知らせ、製剤が納入された医療機関名を公表する機会はこれまでに何度もあったのです。被害者の大半は八〇年代以降にフィブリノゲン製剤を投与されています。被害者の大半は八〇年代以降にフィブリノゲン製剤を投与されています。もし七八年に公表されればその後製剤は使用されず、既に投与を受けてしまっていた患者も早期に治療を開始出来たはずです。そのことによつて多くの尊い人命が救われていたであろうことを



えん罪 布川事件

## 再審開始決定を

審理は最終局面に

弁護士 福富美穂子

審申立をした布川事件がとうとう最終局面に入りました。法医学者や研究者らの証人尋問を経て、弁護人・検察官それぞれの最終意見書が昨年十一

月末日に提出され、この三時間に出された二〇三点の新証拠・意見書をもとに、裁判所が最終判断する時期に入ったのです。



隨想

## 平和のための闘いを

弁護士 蒲田孝代

日本はなぜイラクに自衛隊を派遣したのだろう。なぜ駐留延長を続けるのだろう。答えは明快だ。しかし、日本国民は踏

みつぶされる民衆の絶望を無視し続ける。「テロリスト」と呼ばれる人々の多くは、語る言葉を奪われ、家族や同胞を奪われた深い絶望と悲しみの淵に沈む抵抗者である。

われは知る、テロリストの悲しき心を。言葉と行動を分かちがたきただ

察の手元で取っていた証拠がたくさん開示され、確定裁判の問題点が浮き彫りにされています。今年春ころには、裁判所の決定が出されるものと思われますが、この三年間、弁護団だけでなく、多くの裁判での弁護士費用を敗訴者が負担することとなる「弁護士費用敗訴者負担制度」。これを盛り込んだ民事訴訟費用法改正案が、十二月三日、めでたく廃案となりました。この制度が実現されると、敗訴時に相手方の弁

裁判での弁護士費用を譲り費用まで負担しなければならない不安から、弱き者、持たざる者がますます裁判を利用しづらくなる危険があつたのである。また、この再審請求では、三十年以上も検察では、三十一年に提出された最終意見書のほかに、再審理由補充書が四点提出されました。桜井さん、杉山さんご自身が書いた意見書も提出されています。また、この再審請求では、三十一年以上も検

察の手元で取っていた証拠がたくさん開示され、確定裁判の問題点が浮き彫りにされています。今年春ころには、裁判所の決定が出されるものと思われますが、この三年間、弁護団だけでなく、多くの裁判での弁護士費用を敗訴者が負担することとなる「弁護士費用敗訴者負担制度」。これを盛り込んだ民事訴訟費用法改正案が、十二月三日、めでたく廃案となりました。この制度が実現されると、敗訴時に相手方の弁

裁判での弁護士費用を譲り費用まで負担しなければならない不安から、弱き者、持たざる者がますます裁判を利用しづらくなる危険があつたのである。また、この再審請求では、三十一年以上も検

察の手元で取っていた証拠がたくさん開示され、確定裁判の問題点が浮き彫りにされています。今年春ころには、裁判所の決定が出されるものと思われますが、この三年間、弁護団だけでなく、多くの裁判での弁護士費用を敗訴者が負担することとなる「弁護士費用敗訴者負担制度」。これを盛り込んだ民事訴訟費用法改正案が、十二月三日、めでたく廃案となりました。この制度が実現されると、敗訴時に相手方の弁

## 敗訴者負担法が廃案に

### 市民の声が廃案に追い込む

裁判での弁護士費用を譲り費用まで負担しなければならない不安から、弱き者、持たざる者がますます裁判を利用しづらくなる危険があつたのである。また、この再審請求では、三十一年以上も検

察の手元で取っていた証拠がたくさん開示され、確定裁判の問題点が浮き彫りにされています。今年春ころには、裁判所の決定が出されるものと思われますが、この三年間、弁護団だけでなく、多くの裁判での弁護士費用を敗訴者が負担することとなる「弁護士費用敗訴者負担制度」。これを盛り込んだ民事訴訟費用法改正案が、十二月三日、めでたく廃案となりました。この制度が実現されると、敗訴時に相手方の弁

裁判での弁護士費用を譲り費用まで負担しなければならない不安から、弱き者、持たざる者がますます裁判を利用しづらくなる危険があつたのである。また、この再審請求では、三十一年以上も検

察の手元で取っていた証拠がたくさん開示され、確定裁判の問題点が浮き彫りにされています。今年春ころには、裁判所の決定が出されるものと思われますが、この三年間、弁護団だけでなく、多くの裁判での弁護士費用を敗訴者が負担することとなる「弁護士費用敗訴者負担制度」。これを盛り込んだ民事訴訟費用法改正案が、十二月三日、めでたく廃案となりました。この制度が実現されると、敗訴時に相手方の弁

## 友の会コーナー



● 次回予定  
● 2月19日(土)  
午後2時  
● 松戸市民会館  
● 「ためになる講座」  
● 忘年会には71名の方が参加  
(ザ・クロスホテル柏にて)

友の会は、十二月十六日に忘年会を開きました。

—あなたも友の会へ—

友の会は、親睦や学習

問題では学習会を開き

（二面に報告を掲載）更

には裁判傍聴にも参加を

しています。この問題は、

引き続き支援をしていく

ことになります。

## 編集後記

すべき年を、單なる通過点としてではなく、事務所の理念と私たちの初心

所の理念と私たちの初心

所の理念と私たちの初心